

# 大谷中学・高等学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、その被害者の教育を受ける権利を侵害し、心身の健やかな成長及び豊かな人格の形成に甚大な影響を与えるばかりではなく、ついには、そのいのちをも傷つける危険性を持つ。また、加害者及び傍観者についても、違いを認め共に歩むという人間社会における最も大切な精神の構築に歪みを生じさせるおそれがある。

大谷中学・高等学校では、ここに集う全ての人間の尊厳と人権が尊重され、安心して自らの居場所と定められる学校づくりを推進するとともに、「よき世の人」の誕生を願い、京都府・家庭その他の関係者との連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及び迅速かつ丁寧ないじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を推進するため、「大谷中学・高等学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

## 第1 いじめの防止の組織

- 1 いじめの防止に関する取り組みを実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。  
校長、副校長、中・高教頭、教務部長、生徒指導支援部長、宗教人権教育部長、中高各コース部長、指導教諭、養護教諭、相談室長。
- 3 「いじめ対策委員会」は毎月1回開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取り組みの実施に向けた具体的な行動計画の作成。
  - (2) いじめの相談・通報の窓口。
  - (3) 関係機関、専門機関との連携。
  - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定。
  - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定。
  - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査。
  - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進。

## 第2 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方  
いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が保護者会等と一体となって継続的に取り組みを行う。
- 2 いじめの未然防止のための取り組み
  - (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
    - ・言語活動の充実
    - ・授業評価の活用
    - ・ベル着・黙想の徹底
    - ・教室環境の整備
  - (2) 自己有用感をはぐくむ取り組みの推進
    - ・行事等における学級づくりの推進
    - ・クラブ活動等における相互敬愛の精神の醸成
    - ・ピア・サポートの推進（中高の緊密な連携）
  - (3) 豊かな心をはぐくむ取り組みの推進
    - ・宗教教育・人権教育の推進
    - ・体験活動・読書活動の推進
    - ・規範意識、コミュニケーション能力の向上
  - (4) いじめについて理解を深める取り組みの推進
    - ・各学年、年2回実施
  - (5) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進
  - (6) 教職員の資質能力の向上を図る取り組みの推進
    - ・校内研修の実施

### 第3 いじめの早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

#### 2 いじめの早期発見のための取り組み

##### (1)情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、中高各コース部長を通じて全教職員で共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

##### (2)全生徒を対象とした質問紙調査及び個別面談の実施

- ・質問紙調査 : 4月、12月
- ・個別面談 : 年2回

##### (3)相談体制の整備と周知

- ・相談室と情報を共有する。
- ・人権相談窓口を生徒及び保護者に周知する。

### 第4 いじめに対する取り組み

#### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

#### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1)いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2)いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3)「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。
- (4)いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- (5)いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
- (6)生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7)いじめが起きた集団に属する生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### 3 ネット上のいじめへの対応

- (1)ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2)ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3)情報モラル教育を推進する。

### 第5 重大事態への対処

1. 重大事態が発生した場合は、直ちに京都府文化環境部文教課に報告し、調査を行う。「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び大谷中・高等学校いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
2. 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
3. 調査結果を京都府文化環境部文教課に報告する。
4. 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取り組みを進める。

### 第6 関係機関との連携

#### 1 地域・家庭との連携の推進

- (1)保護者会との連携の下、いじめに対する理解を深める取り組みを推進する。
- (2)いじめの防止等に関する学校の基本方針をホームページ等で発信する。

#### 2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。